

(注記)

1. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に認められた会計原則 (会計原則審議会意見書、財務会計基準審議会基準書等) に基づいて作成されております。
2. 2002年6月30日現在の連結子会社は国内21社、海外51社の計72社、持分法適用会社は国内4社、海外3社の計7社です。
3. 包括利益は、当期純利益にその他の包括利益を加えたものであり、その他の包括利益には外貨換算調整額、最低年金債務調整額および有価証券未実現利益の増減額が含まれます。前期第1四半期、並びに当期第1四半期の当期純利益、その他の包括利益 (損失) および包括利益 (損失) は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

科 目	期	当期第 1四半期 (2002.4.1 ~ 2002.6.30)	前期第 1四半期 (2001.4.1 ~ 2001.6.30)
当 期 純 利 益		2,161	1,207
その他の包括利益 (損失)			
内訳: 外貨換算調整額		19,665	379
最低年金債務調整額		5,862	-
有価証券未実現利益 (損失)		1,321	553
包 括 利 益 (損 失)		24,687	1,381

4. 当期より適用の新会計基準

(1)再販を含む販売者による購入者に対する供与に関する会計

2000年5月に、米国発生問題専門委員会は発生問題専門委員会基準書 00-14 「特定の販売促進費に関する会計」について最終的な合意に至りました。基準書 00-14は、販売者や製造者によって提供され、販売時点で顧客が行使しうるクーポンやリベート等の特典に関する会計基準と開示方法を規定しております。

また、2001年4月に、米国発生問題専門委員会は発生問題専門委員会基準書 00-25 「販売者の製品またはサービスに係る購入者への支払に関する損益計算書上の表示」の一部について最終的な合意に至りました。基準書 00-25は、基準書 00-14で対象外となっている売上高、もしくは顧客による販売促進に付随して発生した販売者から顧客への支払についての損益計算書上の表示を規定しております。

基準書 00-14および基準書 00-25は、2001年11月に米国発生問題専門委員会基準書 01-9 「再販を含む販売者による購入者に対する供与に関する会計」として再訂され、最終的な合意に至りました。当社は、2002年4月1日をもって基準書 01-9を適用しましたが、当基準書の適用による当社の連結上の財政状態並びに経営成績への影響は重要ではありません。

(2)長期性資産の減損または処分の会計

2001年8月に、米国財務会計基準審議会は基準書第144号 「長期性資産の減損または処分の会計」を公表しました。基準書第144号により、基準書第121号 「長期性資産の減損および処分される長期性資産の会計」が廃止されるとともに、会計原則審議会意見書第30号 「経営成績の報告 - 事業セグメントの処分並びに異常、非正常および非反復的な事象および取引の影響の報告」における、事業セグメントの処分に係る会計処理および開示規定が廃止されます。

基準書第144号は、保有・使用中の長期性資産並びに売却により処分される長期性資産の減損認識、及び測定に関する基準書第121号の基本的規定を踏襲しており、また基準書第121号が有していた適用上の重要な問題点についても説明しております。当社は、2002年4月1日をもって基準書第144号を適用しましたが、当基準書の適用による当社の連結上の財政状態もしくは経営成績への影響はありません。